

合衆国国務省

イラン

人権慣行に関するカントリー・レポート 2003 年度

民主主義人権労働局により公表

2004 年 2 月 25 日

イラン・イスラム共和国 [注 1] は立憲制の神政主義的な共和国で、スラム教シーア派の聖職者が主要な権力機構を支配している。イスラム革命の最高指導者であるアヤトラ・アリ・ハメネイが、立法、行政、司法の三権分立を支配している。ハメネイ師は軍を直接の管理下に置き、国内の治安部隊、司法機関およびその他の主要機関に対する間接的支配力を行使している。行政府の長はモハンマド・ハタミ大統領で、2001 年 6 月に多数政党が参加した普通選挙で 77% の得票を得て、任期 4 年間の 2 期目を勝ち取った。立法府は普通投票で選ばれた 290 議席のイスラム協議会、Majlis (国会) が主体で、これが法律を起案し、可決する。2000 年の Majlis 選挙では 4 年間の任期を争って改革派と穏健中道派が地すべりの勝利を得、議席の圧倒的多数を獲得した。ただし、12 名のメンバーによって構成され、Majlis が可決したすべての法律がイスラム教と憲法の原則を守っているかどうかを再検討する護憲評議会が、改革的立法の多くを阻止した。34 名から成る公益評議会は、護憲評議会と Majlis の間での立法の行き詰まりを解決する権限を与えられている。憲法は、「司法は独立の権力である」と定めているが、司法府はハタミ支持の改革勢力に強い反感を抱いていると広く受け取られている。

法律の執行と秩序の維持に関する責任は、情報保安省、内務省、革命後に設立された軍隊であるイスラム革命防衛隊を含めた数機関が分担している。Basijis と呼ばれている志願兵から成る民兵隊、およびアンサレ・ヒズボラ (神の党の助力者) あるいはもっと簡単に「私服」と呼ばれる様々な集団が指導者層の過激な保守派と手を組んで、自警団として行動した。文官当局は治安部隊に対する有効な支配力を全面的に維持することができず、治安部隊の分子が政府当局と無関係に単独で行動した時もあった。正規の治安部隊も民兵組織の治安部隊も、数々の重大な人権侵害を犯した。

イランの混合経済は、輸出収入の 80 パーセントを石油とガスに依存している。人口は、約 6,800 万人である。大規模な産業は公有で、国家管理を受けている。Bonyads と呼ばれ、そのほとんどが聖職者政権と強力なコネをもっている大規模な準国有の慈善基金が同国の経済の 3 分の 1 をも把握して、多大な影響力をふるっている。政府は基本的食糧とエネルギー費用に多額の助成金を出した。政府の政策運営のまずさと汚職が、経済実績に弊害を及ぼした。公式の失業率は 16 パーセント程度であったが、この数字は他の推定ではもっと高い。年度中の推定インフレ率は 17 パーセントで、経済成長率は 6 パーセントであった。

政府の貧弱な人権記録はさらに悪化し、政府は数々の重大な人権侵害を犯し続けた。政府を取り替えるという市民の権利は大幅に制限された。依然として行われている重大な人権侵害には次のようなものがある：即決の処刑；行方不明；拷問の他に、伝えられるところによれば首切りや鞭打ちを含む品位を傷つける取扱い；刑務所の劣悪な環境；恣意的な逮捕と拘禁；人身保護令状請求権、または弁護士利用権の欠如、ならびに長期にわたる隔離拘留。市民は、正当な法的手続きまたは公正な裁判を受けられないことがしばしばある。政府は市民のプライバシー権を侵害し、言論、報道、結社、および信教の自由を制限した。

年度中には、特に人権分野における政府政策の自由化拡大を支持する広範な大衆運動と、こうした改革はイスラム共和国の存続を危うくすると考える政府や社会の一部の強硬派分子との間で、激しい政治闘争が続いた。多くの場合、この闘争は政府そのものの内部で演じられ、改革派と強硬派が政府内部の議論を二分してにらみ合った。これまでと同じく、議会の改革派議員は議員不逮捕特権のもとでなされた発言に対していやがらせや迫害、投獄の脅迫を受けた。

政府は人権団体の業務を制限したが、年度中には国連の恣意的拘禁に関する作業部会、および意見と表現の自由に関する国連特別報告者の訪問を許可した。女性に対する暴力と法的・社会的な差別が問題になった。政府は、人権団体の仕事を制限した。政府はマイノリティを差別し、結社の自由や団結権、団体交渉権を含めた労働者の権利を制限した。児童労働が根強く続いた。政権の一部のメンバーと強い絆をもつ自警団は脅しと暴力によって、適切な社会的行動についての自らの解釈を強制した。人身売買の報告があった。

10月に、法律家で人権活動家のシリン・エバディが、国の内外で人権を促進した功績に対してノーベル平和賞を授与された。

人権尊重

セクション1 下記からの自由を含めて、人の品位の尊重：

a. 恣意的、もしくは不法な生命の剥奪

政治的殺人の報告があった。政府は正当な法的手続きの欠けた裁判に続く処刑を含めて、年度中に数々の殺人に責任があった。政府とつながりをもつ自警団も、通常の法的手続きを踏まえていない殺人を犯した。

法律は異議の表示を犯罪と見なし、「国の安全保障を害そうとする試み、高官に対する暴挙、イマム・ホメイニの思い出とイスラム共和国の最高指導者に対する侮辱」などの犯罪に対しては死刑を適用した。市民は相変わらず、手続き上の十分な保護を受けずに裁判にかけられて死刑を宣告された。

亡命者と人権監視員は、麻薬の密売などの刑事犯罪で処刑されたとされている者の多くが、実際には政治的反対者であったと申し立てた。非合法化された政治団体の支持者、あるいはムジャヘディンハルクの場合であればテロリスト組織の支持者たちが、毎年処刑される者たちの大多数を構成していると信じられている。

テヘランにあるエヴィン（Evin）刑務所で写真を撮影したかどで逮捕されたイラン系カナダ人の写真家、ザーラ・カゼミ（Zahra Kazemi）が7月、拘留中に死亡した。当初は脳卒中が原因で死亡したと主張していた政府だったが、その後、彼女が死亡したのは頭部を強打されたためであることを認め、彼女の拘禁に関与した者を起訴した。政府は、カゼミの子息の発言に基づいてさらなる解剖と埋葬のために彼女の遺体をカナダに送って欲しいというカナダの要求も却下した。政府は、彼女をイランに埋葬して欲しいというカゼミの母親の要望に従っているまでであると主張したが、カゼミの母親は後日、そう請求するよう強要されたのだと語った。

非合法化されたコマラ（Komala）党と関係している2人の政治活動家、サッサン・アル＝

カナーン (Sassan al-Kanaan) とモハンマド・ゴラビ (Mohammad Golabi) が 2 月と 3 月に処刑された。野党のイラン・クルド民主党 (KDPI) は、政府が同党の党員のジャリル・ゼワル (Jalil Zewal) を 9 年間収監した後、12 月に処刑したが、彼が監獄で拷問を受けていたという報告があると申し立てている。KDPI の党员であるラミン・シャリフィ (Ramin Sharifi) も、7 月に逮捕されて 12 月に処刑された。モハンマド・ゴラビは、拘禁中に拷問を受けたと伝えられている。サッサン・アル＝カナーンの処刑は、母親がテヘランで彼のために国連の恣意的拘禁に関する作業部会と会見中に実行されたと伝えられている。KPI (訳注: KDPI の誤り?) は、強硬派の自警団により、他に少なくとも 7 人のクルド人市民が年度中に殺害されたと報告している。

1998 年に起きた著名な政治活動家のダリオウシュ・フォロウハル (Darioush Forouhar) とパルヴァネー・フォロウハル (Parvaneh Forouhar)、作家のモハンマド・モクタリ (Mohammad Mokhtari) とモハンマド・ポウヤンデー (Mohaammad Pouyandeh) の殺害、ならびに政治活動家ピロウズ・ダヴァニ (Pirouz Davani) の失踪は、政府が高官の関与を隠蔽したと思われるとして、いまなお論争の種となっている。掘り下げた調査を行うことで有名なジャーナリスト、アクバル・ガンジ (Akbar Ganji) は、この事件に関する報道のかどで 2000 年に逮捕されて 6 年間の実刑判決を受け、いまなお監獄にとどまっている (セクション 1.d. および 1.e. を参照のこと)。人権委員会 (UNSR) のイラン特別代表も 2001 年に、異議申し立てを黙らせるための拡大キャンペーンの一環として、過去 10 年間にわたって 80 件以上の殺人または失踪が起きたという主張を報告した。近年では、バハイ教徒、キリスト教福音派、スンニ派の聖職者を含めた宗教的マイノリティの団体のメンバーが殺害されたが、これは政府職員によって、または直接に当局の手によって行われたと言われている。

b. 失踪

年度中における失踪の件数に関しては、信頼性のある情報はほとんど得られていない。

政府は、6 月に行われた改革支持の抗議行動に関連して、抗議団体と自警団の双方を含めて約 4,000 名が逮捕され、7 月中旬の段階で約 2,000 名が収監されたままであると発表した。年度末において抗議側がどれだけまだ拘留中であることを示す、信頼に足る統計は存在しな

い。

バハーイ教徒筋によれば、1979 年以来 15 名のバハーイ教徒が失踪しており、死亡したと推測されているという。KDPI は、1996 年にクルド系イラン人 6 名が逮捕され、拘留されたまま、その所在についてはその後一言も語られていないと述べた。ユダヤ系イラン人囚人の家族会 (The Families of Iranian Jewish Prisoners—FIJP) は、1990 年代にイランからの逃亡を試みて姿を消した 12 名のユダヤ人市民の一部について、刑務所に拘留されているという、いかにもありそうな話を聞いている (セクション 2.c.を参照のこと)。

c. 拷問、および残虐な、非人道的な、または品位を傷つけるその他の取扱いもしくは刑罰憲法は拷問を行うことを禁止しているが、治安部隊と刑務所職員が被拘留者と囚人に対する拷問を続けているという信頼できる報告が、数多くなされた。テヘランのエヴィン刑務所を含めた一部の刑務所施設は、政府に対して政治的に反対している者たちに、残虐で長期にわたる拷問行為を行っていることで悪名高い。よく見られる拷問の方法には、体を折り曲げた姿勢での長時間の宙吊り、タバコを押し付けてのやけど、睡眠を与えないなどが含まれ、最もよく行われるのが、背中や足裏を鋼索その他の道具で繰り返して強打することである。囚人たちは、耳のあたりを打たれたために耳が聞こえにくくなったり全く聞こえなくなった、また、目の周りを殴打されて視力が弱まった、または失明したとも報告している。

8 月に護憲評議会は、国連の拷問および他の残虐な、非人道的な、または品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約への加盟法案を却下した。Majlis は 12 月下旬に同法案を修正して、条約加盟に伴う金銭的成本に関する護憲評議会の懸念に対処したと伝えられている。護憲評議会は 2002 年中頃にも、拷問と力づくでの自白を廃止するために Majlis が可決した法案を却下している。

2002 年 7 月、政府は青年層における「イスラム教徒らしからぬ行動」と社会的腐敗と戦うため、「道徳部隊」を新たに結成することを発表した。この部隊は、イスラム共和国による厳格な道徳的行動の支配を執行するためのものである。新聞報道によれば、この部隊のメンバーは音楽を聴いたり、女性であれば化粧をしたり十分に憤み深くない衣服を着たりな

どの違法行為に対して、路上で人を追い回して打擲するという（セクション 1.f.を参照のこと）。どこでも一律に執行が行われているわけではないが、11月には、ラマダン月なのにラマダンを軽視するような行動をとったという理由で、シラズで7名の女性が鞭打ち50回の宣告を受けたと言われている。

3月には、活動家シアマク・ポウルザンド（Siamak Pourzand）が、2002年11月に仮釈放されたのに再投獄された。シアマク・ポウルザンドは2001年に逮捕されてから2002年3月に非公開裁判を受け、「王政主義者および反革命主義者との連携によって国家の安全保障を損なった」かどで11年間の禁固刑を言い渡された。新聞報道では彼が裁判で罪を自白したとされているが、彼の妻は、自白は強要の末引き出されたものだと主張している。ポウルザンドは、独房に監禁されている間に心臓発作を含めて健康を著しく損なったが、適切な治療を拒否されたと言われている。年度末においても、彼は刑務所にとどまっていた。

前副首相で久しい以前から反政府的立場をとってきたアッバス・アミル＝エンテザム（Abbas Amir-Entezam）は医療を受けるために2002年に釈放されていたが、4月になって再び投獄された。アミル・エンテザムはテヘラン大学での講演中に、イランが聖職者の支配のもとにとどまるべきか否かに関する国民投票を呼びかけたために投獄されたと報じられている。彼は刑務所で頻繁に拷問を受けた結果、繰り返される殴打による鼓膜の破れやトイレを使わせてもらえなかったことが原因の腎不全、前立腺の病気の放置などを含めて、身体的に数々の医学的な問題が生じていると言われている。また、何度も銃殺隊の前に立たされたと発言している（セクション 1.e.を参照のこと）。

7月には、イラン系カナダ人の写真家、ザーラ・カゼミが頭部を殴打された結果、拘留中に死亡した（セクション 1.a.を参照のこと）。

11月には、誘拐と強姦に関与したかどで、4人の男性が石打ちによる死刑を宣告されたと報じられた。2002年12月に政府は、姦通その他の犯罪に対する極刑である肢体切断および投石、すなわち石打ちの実行を中止したが、法律は廃止されてはいない。

年度中にアムネスティ・インターナショナル（AI）は、少なくとも6件の肢体切断の事例

を報告した。

イランの刑務所の環境は劣悪である。囚人の中には、自白を強制するために独房に監禁されたり、十分な食事や医療を与えることを拒否されたりした者もある。国連の恣意的拘禁に関する作業部会は2月にイランを訪問した後、「従来から行われてきた懲罰を目的とするのではなく、独房監禁のための監禁を広範に行うという戦略に、(同作業部会が)設立されてから初めて遭遇した」と報告した。同作業部会は、エヴィン刑務所の第209区画は「絶対的な独房監禁を組織的かつ大規模に、しばしば長期間にわたって行うために」考案された「刑務所の中の刑務所」と述べている。

UNSRの2001年度報告は、収監者数が大幅に増加していることと、過密および動揺の報告があることに注目した。3月に、非政府組織(NGO)の刑罰改革インターナショナル(PRI)は、最大65,000人の囚人を収容するために建設された施設に、18万人の囚人が入っていると報じた。7月には、全国刑務所機構(National Prisons Organization—NPO)の責任者が、囚人の人数を15,600人と査定した。

UNSRは、囚人に対する虐待の多くが、諜報機関や軍隊の運営している非公式な拘置所で起きていることを報告した。UNSRはさらに、非公式の拘置所が2001年中にNNPO(訳注:NPOの誤り?)の管理下に入ることになっているとも報告したが、11月の新聞報道は、非公式な拘置所の多くが、NPOの管理外で運営され続けていることを示していた。国連の恣意的拘禁に関する作業部会がイラン国会の憲法第90条委員会に提起し、委員会で調査を行うことになった結果、非公式の監獄が数多く存在することが確認されたという。

PRIは3月、裁判官と刑務所管理者のワークショップや研修を通じて刑務所の環境改善を図るための当局との共同イニシアチブを発表した。国連の恣意的拘禁に関する作業部会の報告では、司法当局が刑務所改革の必要があることを表明したものの、その改革はわずかしか実施されていないと述べられていた。

政府は一般に、国際赤十字委員会(ICRC)以外の人権監視員の入国を認めてこなかったが、年度中には、国連の人権担当官が収監されている反政府主義者を訪問するのを許可した(セ

クション 4 を参照のこと)。国連の恣意的拘禁に関する作業部会は、テヘランのエヴィン刑務所 多くの政治犯が拘禁されていると考えられている第 209 区画を含める、ならびにエスファハンとシラズの刑務所、シラズの軍刑務所および上記の各市の警察署を訪問した。同作業部会は約 140 名の「一般」囚、ならびに作業部会が面会を請求した政治犯および良心の囚人と言われる 45 名の囚人のうち 14 名と面会を行った。作業部会は当局の協力は「全体的に良好」であったが、訪問の結果として行われた追加的要請の実現には問題があり、作業部会の帰国後に逮捕が行われたことには失望した、と述べた。意見と表現の自由に関する国連特別報告者は 11 月の同国訪問を終えて、派遣団が刑務所の内外で 40 名近くの反政府主義者と会見したと述べた。

d. 恣意的な逮捕、拘禁、もしくは国外追放

憲法は恣意的な逮捕と拘禁を禁じているが、こうした慣行は依然として一般的に行われている。独房監禁には法的な制限期間もなく、拘禁の合法性を判定する司法手段もないと報告されている。被拘禁者の多くは逮捕直後の期間は独房に監禁され、弁護士および家族とのコミュニケーションを禁じられる。容疑者は拘置所または革命防衛隊の事務所に留置されて尋問を受ける場合がある。

治安部隊は、囚人の安寧と所在について家族に教えないことが多い。当局はしばしば、家族や弁護士の面会を拒否した。また、処刑された囚人の家族が必ずその死亡通知を受け取ったわけではない。こうした通知を受けた者も、親族の遺体を引き取るために政府に対する金銭の支払いを強制されることがあったと伝えられている。

政府は 1 月にアヤトラ・ホセイン・アリ・モンタゼリ (Ayatollah Hossein Ali Montazeri) を釈放したが、この釈放は、自宅軟禁から 5 年経って健康上の障害があるという報道のただなかにおいてのことであった。モンタゼリ師は以前、イランの精神的指導者であった故ホメイニ師の指名後継者であったが、その後最高指導者を公然と批判するようになっていた (セクション 2.a を参照のこと)。近年、政府は自宅軟禁という方法を用いて、政治や統治の問題について支配的な正説と異なる見解をもつシーア派の宗教的指導者の動きやコミュニケーション能力を制限してきた。

7月、イラン系アメリカ人の学者、ダリウシュ・ザヘディ (Dariush Zahedi) がイランへの私的な訪問中に拘禁され、エヴィン刑務所で独房に監禁されていると報道された。議会議高官は、ザヘディはスパイ容疑で拘留されていると述べたが、40日間に及ぶ尋問の末、情報保安省によって疑いが晴らされた。しかしザヘディは、事件が司法の手に移されてからも拘禁を解かれず、これはテヘランの主任検察官が干渉したためであると報じられている。ザヘディは11月に25万ドル(約200万リアル)の保釈金を積んで釈放され、法的には同国を自由に出ることができるが、いまなお刑事訴追の対象となっている。

11月に、治安警察官が1月に自宅軟禁を解かれた反政府主義の聖職者、アヤトラ・ホセイン・アリ・モンタゼリの2人の息子を短期間逮捕した(セクション1.dを参照のこと)。この逮捕は、この息子たちが家族の購入した建物を授業施設に改装しようとしたことへの対応だったと言われている。コム(Qom)のモスクと、モンタゼリ師がかつて教えていたコーラン学校は、最高指導者の権威を問題にしたモンタゼリ師の発言がきっかけとなって、アンサレ・ヒズボラの群集がこのコーラン学校とモンタゼリ師の自宅を襲撃した1997年以来、閉鎖されたままである。

11月には学生活動家のアーメド・バテビ (Ahmed Batebi) が、1999年の学生デモに参加したかどで15年間の禁固刑を務めている刑務所からの治療外出の間に、意見と表現の自由に関する国連特別報告者と会見した。彼はその後まもなく再逮捕され、年末にはエヴィン刑務所に拘留されていたと伝えられている。

2002年7月、政府はイランで最も古くからある野党のイラン自由運動を永久に解散させ、イスラム教制度の転覆を図ったかどで、同党の党员30名以上に対して、4ヶ月から10年間の禁固刑を宣告した。その他の党员は最長10年間にわたって政治活動を禁止され、最高で6,000ドル(約48,000リアル)の罰金の支払いを命ぜられた。

年度中には、多数の出版人、編集者、ジャーナリストが拘禁、投獄、罰金の刑を受けるか、著作物の出版禁止を受けた(セクション2.aを参照のこと)。

バハーイ教徒は引き続き恣意的な逮捕や拘禁の対象となった。バハーイ教徒筋によれば、

信仰を実践したかどで年度末において4名のバハーフ教徒が収監されており、1名は終身刑、2名は15年間の禁固刑、もう1名は4年間の禁固刑を受けているという。これまでいつでも、バハーフ教徒は少数だが拘禁されていた。同筋によれば、こうした逮捕が行われるのはバハーフ教のコミュニティを「威嚇」し、メンバーの生活を混乱させるためであるという。その他にも、逮捕され、告発された上でじきに釈放された者がいる。ただし、彼らに対する告発は打ち切りにならないことも多く、継続的な恐怖心を生み出している（セクション 2.c.を参照のこと）。

政府は年度中にイラクとの間で、1980-88年のイラン＝イラク戦争の戦争捕虜（POW）と死亡した兵士の遺体の交換を続けた。政府は3月、349名のイラン人 POW と引き換えにまだ残っている900名を超えるイラク人 POW を解放することに合意した。

政府は強制的な国外追放という手段は用いず、法律で強制的な国外追放が禁止されているか否かについての情報は得られないが、刑罰としての国内追放は行った。反政府主義者と民族的・宗教的マイノリティの多くがこれまでも現在も、政府からの脅威を感じて同国を出国している。

e. 公正な公開裁判の拒否

憲法は、司法が「独立の権力」であることを定めているが、実際には、裁判制度は政府と宗教の影響を受けている。裁判は政府が社会における自由と改革を制限するための主な手段となっている。国連特別報告者および国連の恣意的拘禁に関する作業部会を含めた国連の代表者、ならびに独立の人権組織は、刑事裁判において手続き的な保護手段が存在していないと述べている。

裁判には、異なる制度がいくつかある。中で最も活発な2種が、民事犯罪と刑事犯罪を裁く伝統的裁判所と、イスラム革命法廷である。イスラム革命法廷は、国内外の安全保障にとっての脅威、麻薬犯罪および経済犯罪、ならびに公務員の汚職を含めて、イスラム共和国にとって脅威になり得ると見なされる犯罪を裁く。特別の聖職者法廷が聖職者制度の内部において申し立てのあった罪を審理し、軍の法廷が軍、警察、および革命防衛隊のメンバーによる軍事もしくは治安上の義務に関連して犯された犯罪についての取調べを行う。

報道法廷 (press court) はメディア界の出版人、編集者およびライターに対する苦情を審議する。最高裁の再審権限は限られている。

司法制度は革命後、コーラン、スンナ (イスラム教の口伝律法)、その他のイスラム教の法源に基づくイスラム教の法規に合致するよう改められた。(憲法?) 第 157 条は、現在アヤトラ・マームード・ハシェミ・シャルディ (Ayatollah Mahmoud Hashemi Shahrud) が務めている司法府の長は、最高指導者の選ぶ聖職者として定めることを定めている。最高裁長官と検察庁長官も、聖職者でなければならない。女性は、裁判官を務めることを禁止されている。

革命前の司法制度の多くの側面が、民事裁判所と刑事裁判所に形をとどめている。たとえば、被告は公判を受ける権利をもち、自ら弁護士を選ぶことができ、控訴権がある。複数の判事が審判を行う。民事裁判所にも刑事裁判所にも、陪審制度はない。革命後の法令がある状況に対応していない場合、政府は判事に対してイスラム法についての自らの知識と解釈を優先するよう勧告している。

国連の恣意的拘禁に関する作業部会は報告書で、裁判制度において正当な法的手続きが機能していないが、これは「法律顧問の文化」が存在せず、事件の起訴、調査、および審判を行う判事の手しに権限が集中していることが原因であると述べた。同作業部会は、拘留から調査の段階を経て裁判と控訴まで、法律顧問を活発に関与させることを呼びかけた。作業部会は、7 年間にわたって中断されていた検察業務が 2002 年に復活したことを歓迎するが、改革はこれまでのところ 3 つの司法管区でしか適用されていないと述べた。

国家の安全保障に対する犯罪とその他の重要犯罪が審理される革命法廷での裁判は、国際的な公正の基準を軽視していることで悪名高い。革命法廷の判事は、1 件の事件で検事と判事の双方の役割を演じ、体制に対するイデオロギー的なコミットメントをひとつの理由として選ばれている。公判前の拘留はしばしば長期化し、被告は弁護士を立てることができない。告発状は明確性を欠き、「反革命的行動」、「道徳的腐敗」、「全世界的な傲慢さの側に立つ」などといった漠然とした犯罪が含まれる場合がしばしばである。被告には、原告に対抗する権利がない。5 分間で終わる秘密裁判もしくは即決裁判が行われている。そのほか

は、強要された公開の自白に注目させることだけを目的とした、見世物的な裁判である。

特別聖職者法廷（SCC）制度の適法性は、依然として議論的である。聖職者の犯した違反や犯罪を取り調べ、最高指導者の直接の監督下にある聖職者法廷は、憲法には定められておらず、司法という領域の埒外で運営されている。批判者は特に、聖職者法廷は議論を呼ぶような思想を表明したり、ジャーナリズムなど、宗教の領域外の活動に参加したりする聖職者を告発するために利用されていると申し立てている。国連の恣意的拘禁に関する作業部会の提言には、「意見を表明するという罪による恣意的拘禁事例の多くの原因となった」と述べられている特別聖職者法廷と革命法廷の双方を廃止する呼びかけが含まれている。

政治的信条が原因で投獄されている市民の数については、正確な推定が得られない。11月、意見と表現の自由に関する国連特別報告者は、その人数が数百名であると推定した。政府は、実際の「違反」が政治的なものであるのに、麻薬の違法取引を含めて、疑わしい刑事責任を持ち出して逮捕や有罪宣告、処罰を行ってきた。また、「体制への対抗」や背教行為などの犯罪のかどで宗教的マイノリティのメンバーを告発し、こうした事例については国家の安全保障に対する脅威の場合と同じやり方で裁判を行ってきた。

1998年に情報保安省職員が反政府主義者を通常の手続きを踏まずに殺害した事件の被害者の家族の代理に立った弁護士、ナセル・ザラフシャン（Nasser Zarafshan）は2002年3月、非公開だが弁護士の出席する裁判が行われた後、5年間の禁固刑と70回の鞭打ちを宣告された。彼は、裁判に関する機密情報を漏洩したかどで起訴された。人権監視団（HRW）は、彼は「自分の法律事務所に武器とアルコールを保有していた」かどでも起訴されたと報告している。ザラフシャンは最初2000年に逮捕されたが、一月後になって、裁判まで釈放された。控訴裁判所は2002年7月に彼に対する有罪判決を支持した。11月、最高裁は彼の控訴を却下したと伝えられている（セクション1.a.を参照のこと）。

そのほかにも数名の人権弁護士が虐待を受けたと報じられており、その中には、イラン自由運動党員の弁護に参加し、イラン人権保護センターの創立メンバーであるモハンマド・ダドカー（Mohammad Dadkhah）と、2002年に数名の政治犯を弁護した際に拷問の告発

を行ったかどで起訴されたと伝えられているアブドル・ファタ・ソルタニ (Abdol Fattah Soltani) がいる。2002 年にダドカーは 5 ヶ月の禁固刑を言い渡され、10 年間法律の実務に就くことを禁止され、ソルタニは 4 ヶ月の禁固刑を受け、法律の実務を 5 年間禁止された。この 2 名ともに、1 月に収監されたと伝えられている。国連の恣意的拘禁に関する作業部会は提言の一つとして、正当な法的手続きを受ける権利の基本的要素として、裁判で弁護を行う弁護士の免責を保証することの必要性をあげた。

2002 年 11 月、学者のハシエム・アガジャリ (Hashem Aghajari) はハメダンでの講演の際にイスラム教を冒瀆したかどでの非公開裁判で、死刑を宣告された。死刑宣告に加え、彼は 74 回の鞭打ち、遠隔の砂漠の地への追放、8 年間の禁固刑、10 年間にわたる教職の禁止という判決を受けた。死刑宣告は国の内外で幅広い非難を受けた。ハタミ大統領と Majlis の議員数百名が判決に疑義を呈した。2 月になって最高裁はこの死刑判決を破棄したが、裁判は下級の裁判所へ差し戻された。年度末までに、判決はまったく出されていない (セクション 2.b. を参照のこと)。

以前に副首相を務め、久しい以前から反政府の立場をとってきたアッバス・アミル＝エンテザムは 2002 年に医療のために釈放されたが、4 月になって再投獄された。過去 24 年間の内の多くを刑務所で過ごしてきたアミル＝エンテザムは、テヘラン大学での講演中に、イランが聖職者の支配のもとにとどまるべきか否かについての国民投票を呼びかけたかどで投獄されたと報じられている (セクション 1.c. を参照のこと)。

2000 年と 2001 年にイスラエルのためのスパイ行為に関して起訴された 13 名のユダヤ系市民の裁判は、正統的な法的手続きが踏まれないことが大きな特徴であった。この 13 名の内の 10 名が、4 年から 13 年の禁固刑を宣告された。刑務所に残っていた最後の 5 名が 4 月に釈放されたと伝えられている (セクション 2.c. を参照のこと)。

f. プライバシー、家族、家屋、もしくは通信に対する恣意的な介入

憲法は、「世評、生命、財産、(および)住居」は「法律に定められる」場合を除いて、侵害から保護されると述べているが、政府はこうした権利を蹂躪してきた。治安部隊は市民の社会活動を監視し、家屋や事務所に立ち入り、電話での会話をモニターし、裁判所の認

可なしに郵便物を開封した。

自警団の暴力には、衣服や行為があまりにも「非イスラム教的」と見なされる青少年に対する攻撃、私宅への侵入、未婚のカップルに対する虐待、コンサートその他の形式の大衆娯楽に対する妨害などがある。衣服によって頭髪、ならびに手と顔を除く身体のすべての部分が覆われていない女性、または化粧やマニキュアをしている女性が攻撃の対象となった。

当局は家庭に立ち入って、衛星放送のアンテナの撤去、未婚の男性と女性が参加したりアルコールが提供されたり、男女が混じってのダンス、その他の禁じられた行為が行われたりする私的な集まりを妨害した。衛星放送のアンテナに反対する政府のキャンペーンは続いたが、その執行は恣意的で散発的のようであり、政治的風潮と関係する個人によって大幅に異なった。11月以降の新聞報道によれば、治安当局は約4ヵ月間の中断の後、テヘランの家庭からの衛星放送アンテナの撤去作業を再開して、ある1日の内に1つの地区から450個のアンテナを没収した。革命法廷の命令は治安部隊に対して、テヘラン中にあるすべての衛星放送アンテナを解体し、家宅捜索中に見つかった衛星関連機器のいっさいを没収するよう指令したと報じられている。

セクション2 下記を含めた市民の自由の尊重：

a. 言論と報道の自由

憲法は、公表された思想が「イスラム教原理と矛盾する、または国民の権利を損なう」場合を除いて、報道の自由を定めているが、政府は実際には言論と報道の自由を制限している。選挙でハタミ大統領が選出されて以来、独立の報道機関、特に新聞と雑誌が、社会改革に関する激しい議論の場を提供する上でますます重要な役割を果たすようになった。ただし、表現の自由に対する基本的な法定の保護手段は存在せず、独立の報道機関は政府の一部、特にこうした議論を脅威として処遇する司法部門による恣意的な法執行手段の適用対象となった。

政府は依然として、支配的な保守体制に反対するシーア派上層部の宗教的・政治的指導者

とその追隨者に対する攻撃を続けた。2002年7月に、イスファハンの金曜礼拝の指導者であるアヤトラ・ジャラレディン・タヘリ (Ayatollah Jalaaladdin Taheri) が辞職し、声明書で、イランの聖職者指導部の腐敗と抑圧をもはや大目に見ることはできないと述べた。イスラム共和国の最高指導者が、地区の長老的な宗教的権威である金曜礼拝の指導者を任命する。HRWによれば、保守体制はタヘリ師の声明の報道を制限することで、体制に及ぶ損害を抑えようとした。

10月には、改革派の国会議員で歯に衣着せずに批判を行うモーセン・アーミン (Mohsen Armin) が保守派のある国会議員を侮辱したかどで6ヶ月間の実刑判決を受けたと新聞が報じた。判事は、出廷しなかったかどで、アーミンの「社会的諸権利」も1年間剥奪したと伝えられている。アーミンは、出廷しなかったのは、自分には議員不逮捕特権があると思っていたためであるとした。年度末において、アーミンは収監されてはいなかった。

2002年1月、議会の改革派議員たちは、改革支持派議員のホセイン・ロクマニアン (Hossein Loqmanian) が投獄されたことに抗議してストライキを張ったため、最高指導者はロクマニアンが投獄されて数週間経ってから彼を赦免することになった。ロクマニアンは2001年後期に、司法府を侮辱したかどで13ヶ月の実刑を務め始めたところだった。彼は、禁固刑に服した初のMajlis議員となった。

2001年の春、治安部隊がファティマ・ハギガテヨー (Fatima Haghighatjoo) 議員を逮捕したが、その罪状は、世論を教唆し、女性ジャーナリストの逮捕を批判して司法を侮辱し、政府が囚人を拷問していると主張したことであった。同議員は、免責特権のもとでなされた発言に対して起訴の対象となった初の現職議員であった。ハギガテヨーは17ヶ月の実刑判決を言い渡されたが、まだ刑に服していない。

新聞雑誌は実にさまざまな政治的・社会的立場をとっており、多くが政府のメンバーと連携している。政府の一部の政策に対する批判を含めて、多くのテーマが大目に見られているが、報道法は、実質的に「イスラム教とその神聖を侮辱すること」や「イスラム共和国の基盤を損なう可能性のあるテーマを振興すること」といった、大まかで定義のあやふやな種類のテーマについての出版を禁じている。禁止されている話題には、亡くなった革命

指導者、ホメイニ師の人柄と偉業に対するあら捜しのコメント、最高指導者に対する直接の批判、velayat-e faqih、すなわち最高宗教指導者による支配の原理に対する攻撃、一部のイスラム法原理の綱領に対する疑義の表明、国家の安全保障に影響を及ぼす機密資料の公表、モンタゼリ師を含めた一部の反政府主義的聖職者の見解の振興、少数派民族の権利や自治権の擁護などがある。

報道法により報道監督委員会が設立されたが、この委員会はイスラム文化指導相、最高裁の判事 1 名、国会議員 1 名とイスラム文化指導相の任命した大学教授 1 名によって構成されている。委員会は報道免許を発行し、出版物、または個人としてのジャーナリスト、編集者、出版人に対して提出された苦情を検討する責任を負っている。委員会は場合によっては、発行停止を含めた追加的措置を得るために苦情を報道法廷に付託する。委員会の審議は、聖職者、政府職員、政府系新聞の編集者から成る陪審員とともに、公開で実施される。陪審団は被告の有罪もしくは無罪と量刑について裁判長に提言する権限を与えられているが、こうした提言は、法的拘束力はもたない。

2000 年以来、約 100 の新聞雑誌が様々な期間にわたって発行停止処分を受けた。一部の人権団体はこの数年、報道監督委員会が検討を行う前に保守的な報道法廷が事件についての責任を引き受ける例が増えており、結果としてより厳しい判決が出る場合が多くなってきたと主張している。報道法を修正しようとする最近の動きは成果をあげてはいないが、議会は 10 月に、報道機関の一時的閉鎖期間を新聞で最長 10 日、週刊誌もしくは隔週誌で 4 週間、月刊誌で 2 ヶ月、その他の出版物で 3 ヶ月に制限する法案を可決した。この立法の重要性は、「一時的」禁止を無期限に延長するという習慣に歯止めをかけることにあった。

公務員が、しばしばジャーナリスト、編集者、および出版人に対する苦情を提出した。違法とされたライターは訴訟と罰金の対象になった。ジャーナリズム活動の停止や投獄は、「捏造」から「反国家的プロパガンダ」、「イスラム共和国の指導者層に対する侮辱」までにわたる様々な犯罪に対する有罪宣告に伴う刑罰として一般的である。

報道の自由は、年度中、悪化の一途をたどり続けた。多くの新聞や雑誌が発行停止を受け、その経営者の多くが禁固刑、ならびに時には鞭打ちの刑を宣告された。数十の改革支持派

新聞が出版を継続したが、その多くが厳重な自己検閲を行っていた。発行停止を受けると、別の新聞がその代わりに開業することが多い。いくつものインターネットのニュースサイトが国外から運営された。国内でどの程度の読者がいるかについての情報はほとんどない。

近年は個人としての編集者やジャーナリストが報道法廷に起訴され、裁判を受けており、裁判なしで長期間投獄されている著名なジャーナリストも数名おり、禁固刑もしくは法外な罰金の判決を受けた者もある。国境なき記者団（RSF）によれば、年度末には少なくとも 10 名のジャーナリスト、編集者、および発行人が収監されたままであった。年度内に収監されたジャーナリストには次のような人たちがいた：3 月に逮捕されて 3 年間の禁固刑と 253 回の鞭打ちを宣告されたアリ＝レザ・ジャバリ（Ali-Reza Jabari）；裁判なしに投獄され、7 月以降のほとんどを隔離拘留されているイラジ・ジャムシディ（Iraj Jamshidi）；6 月以来独房に入れられており、別件で 13 年間の禁固刑を宣告されたと伝えられているタギ・ラーマニ（Taghi Rahmani）；ともに 6 月以来拘留され、別々の事件でそれぞれ 6 年間で 10 年間の禁固刑を宣告されたと伝えられているレザ・アリジャニ（Reza Alijani）とホダ・サベル（Hoda Saber）。10 月には、ジャーナリストのモーセン・サズガラ（Mohsen Sazgara）が抗議行動教唆の罪で 4 ヶ月間を刑務所で過ごした後、病気のうわさが出ている中、刑務所から釈放された。

1 月に司法府は、発行を禁止された新聞、Norouz に対する発行停止を 6 ヶ月間延長して、同紙を Rouz-e No という新紙名のもとで再開させようとする Majlis のモハンマド＝レザ・ハタミ（Mohammad-Reza Khatami）副議長の努力を差し止めた。ハタミ副議長は、Norouz 紙の元編集人で国会議員であり、2002 年 5 月に議員の不逮捕特権にもかかわらず「国家を侮辱し、虚言を公表し、イスラム教制度を侮辱した」かどで 6 ヶ月間の禁固刑を宣告され 4 年間にわたってジャーナリズムの実務を行うことを禁止されていたモーセン・ミルダマディ（Mohsen Mirdamadi）を更迭しようとしていた。年度末において、ミルダマディが収監されたという報告はなかった。

1 月、フランクリン・ルーズベルト大統領と最高裁の闘争を描いた 1937 年の米国の漫画を復刻掲載した Hayat-e No 紙が発行禁止を受け、編集人のアリエザ・エシュラギ（Alireza Eshraghi）が逮捕された。当局は、漫画に描かれている判事が故ルホラー・ホメイニ師に

似すぎていると判断したのである。日刊紙 Hamshahri も、1月に国営労働組合の責任者の書いた記事の掲載を拒んだ後、一時的な発行停止を受けた。

報道法廷は1月に、株主にハシェミ・ラフサンジャニ前大統領、前の司法府の長であるヤズディ師、護憲評議会（Council of the Guardians of Revolution）のアーマド・ジャナティ（Ahmad Janati）議長が名を連ねているある企業についての記事を掲載した改革派の日刊紙、Baharをも発行停止にした。Baharは2000年にはじめての発行停止処置を受け、2002年12月に営業を再開したばかりであった。

アムネスティ・インターナショナルによれば、2月に全国世論調査研究所（National Institute for Research Studies and Opinion Polls）の事件でアッバス・アブディ（Abbas Abdi）とフセイン・カジアン（Hussein Qazian）がそれぞれ8年間と9年間の実刑判決を受けた。4月には上訴裁判所で、各人について刑期が4年半に短縮された。この事件における3人目の被告であるベーロウズ・ゲランパイエ（Behrouz Geranpayeh）は最終的な判決が出る前の1月に保釈されたと報じられている。この事件は、Majlisの委託による世論調査の結果、大多数の市民が合衆国との対話を支持していることを明らかにした同研究所を司法当局が閉鎖した2002年10月に始まった。被告は米国のスパイ容疑、外国大使館との非合法的な接触、反体制グループとの協力、外国の世論調査機関に類似した調査を実行したかどで告発された。政府の情報担当官は、被告たちはスパイではないと公言した。新聞報道によればハタミ大統領も、情報保安相と外務相もこの世論調査機関の作業を認可したと述べて告発を却下した。改革派議員は法廷への立ち入りを禁じられ、被告は家族や弁護士との面会を許可されなかったと伝えられている。

10月にRSFは、政府がAvay-e Kordestan紙を発行停止に処したため、イランで初めて、クルド語の新聞が発行を禁止されたと報じた。

政府はすべてのテレビ・ラジオ放送施設を直接に管理し、独占状態を続けたため、番組には政府の政治思想と社会宗教的思想が反映されている。新聞その他の印刷メディアは大都市以外では流通部数が限られているため、多くの国民にとってはラジオとテレビが主要な情報源となっている。外国のテレビ放送を受信する衛星放送アンテナは禁止されているが、

多くの市民、特に富裕層は衛星アンテナを所有している。Majlis は 2002 年 12 月に、衛星放送受信機の私的な所有を合法化する法案を可決したが、護憲評議会は憲法と宗教的な見地から、1 月にこの立法を却下した。政府は年度中、強力な妨害電波を利用して外国の衛星放送をブロックするための措置をとったと言われている（セクション 1.f.を参照のこと）。

イスラム文化指導省は、出版物に違法な内容が記載されていないことを確かめるため、出版前に書物の検閲を行うことを担当している。ただし、政府に批判的な一部の書籍やパンフレットは、報復を受けずに出版された。同省は、外国の出版物が市場に出回る前に検査を行う。8 月には『イランの女性音楽家』の著者であるトカ・マレキ（Toka Maleki）、その出版人であるジャーファル・ホマイ（Jaafar Homai）と文化批評家であるバナフシェー・サムギス（Banafsheh Samgis）が、イスラム教の歴史についての「嘘」を記載していると見なされる同書の出版と、同書に対して公然と批評を行ったことに対して禁固刑を宣告された。『ベールの後ろに隠れた女性と身なりの良い男性（Women behind Veil and Well-Dressed Man）』の翻訳者であるマリヘー・モグハゼイ（Maliheh Moghazei）とイスラム文化指導省のマジド・サイヤド（Majid Sayyad）長官（Director General）も、同書の出版に関連して実刑判決を受けた。

政府が国産映画に対して事実上の検閲を行うのは、政府が依然として映画製作の主な財源であり続けているためである。製作者が映画の脚本と提案を政府職員に提出してからでなければ、製作資金提供の認可は下りない。ただし、こうした政府の制限も、近年では関されたようである。

政府は、インターネットのサイトを検閲した。5 月には政府のスポークスマンが、「不道徳な」ウェブサイトへのアクセスをブロックするための試みを国家が行っていることを認めた。司法府も、インターネット関連の問題を処理するための特別ユニットの創設を発表した。新聞報道によれば、司法府はブロックすべきテーマ分野を 20 以上挙げた。その中には、イスラム教に対する侮辱、憲法に対する反対、最高指導者に対する侮辱もしくは高官に対する言われなき非難、国家の統一と団結に対する攻撃、国民の間にイスラム教制度に関する悲観主義を生み出すこと、売春と麻薬を広めることなどが含まれている。

政府は学問の自由を制限した。大学のキャンパスには、政府への情報提供者が当たり前のように見られる。大学への入学許可は政治の道具とされ、出願者は全員、役人が政府のイデオロギーに批判的な者をふるいにかける「性格テスト」に合格しなければならない。終身在職権を得るためには、教授は当局に対する批判を慎まなければならない。

b. 平和的な集会と結社の自由

憲法は、「イスラム原理を冒さない」という条件で集会と行進を許可しているが、政府は実際には集会の自由を制限し、反政府の抗議行動を阻止するために集会を厳格に監視している。こうした集会には、一般向けの娯楽や講演、学生集会、労働者の抗議運動、葬列、金曜礼拝の集まりが含まれていた。

6月に学生の抗議行動の波が起きた時に、自警団は抗議者の多くを殴打し、抗議行動の直後に政府が発表した数字によると、警察は約 4,000 名（抗議者と自警団員の双方を含める）を逮捕した。政府は、1999 年に行われたデモで治安部隊が数名の学生を殺害したことを記念するために 7 月 9 日に計画されていたデモを禁止し、同日にはそれ以上の数の学生を逮捕した（セクション 1.b.と 1.f.を参照のこと）。

社会に対して自らが適切な革命的態度と見なすものを強制しようとする自警団であるアンサレ・ヒズボラなど、民兵組織は、改革を求めてデモ行進を行う者たちを攻撃し、殴打し、威嚇した。アンサレ・ヒズボラの団員は、ジャーナリストを攻撃し、反体制の聖職者を威嚇し、平和的な集会を妨害しつけていた（セクション 2.b.を参照のこと）。アンサレ・ヒズボラの支部が全国で組織され、一部はイランの指導者層の個々のメンバーと連携していると報じられている。

新聞報道によれば、6 月、改革支持の抗議行動の波の中で、アンサレ・ヒズボラなどの自警団員が抗議者を攻撃した。同団員はテヘランの大学の寄宿舍を襲い、学生の私物を破壊し、50 名を超える学生に怪我を負わせたと伝えられている。一部の自警団員が、衝突中に当局の逮捕した者たちの中に含まれているという報告がある。シラズでのデモを攻撃した自警団員は、抗議者 1 名を殺害したと言われている。自警団員は政府に拘置されるまでに、ジャーナリストのエンサファリ・ヘダヤト（Ensafali Hedayat）を捕らえて殴打したという。

自警団は、12月にテヘラン大学付近で行われた改革支持のデモ行進中にも抗議者を襲ったと報じられている。

12月、自警団員はヤズドで講演を始めた改革派のモーセン・ミルダマディ議員を殴った。ハタミ大統領はこの攻撃が行われた後、自警団に対する取締りを命じ、その後、5名が逮捕された。年末において、彼らの拘禁に関して、それ以上の情報は得られなかった。

2002年11月、アガジャリに対して有罪判決が出たことで、全国の大学で大規模で長期的な抗議行動に火がついた（セクション1.eを参照のこと）。学生は2週間近くも授業をボイコットして、いたるところで最大5,000人の群集を集める、この3年来で最大の改革支持デモを計画した。2002年12月下旬、2名の学生がアガジャリに対する判決に抗議したかどで実刑判決を言い渡された。ホジャトラ・ラヒミ（Hojatollah Rahimi）は「宗教の神聖を侮辱し、侮辱的な宣言を出した」かどで、2年間の禁固刑と70回の鞭打ちを宣告された。共同被告のパルヴィズ・トルカシュヴァンド（Parviz Torkashvand）は、4ヶ月間の禁固刑と40回の鞭打ちを宣告された。

Basiji やその他の勢力を利用した政府の取り締まりにより、2週間にわたって静穏が回復したが、その後テヘラン大学で大規模なデモが起き、キャンパス内では2,000名を超える学生、学外では大群衆がデモに参加した。法律の執行官と「私服」の部隊が棍棒、鞭、ベルトなどを使って抗議行動を押さえつけた。Basiji はその後に行われた数々のデモを暴力的に蹴散らした。

憲法は、政党、専門団体、イスラム教の宗教団体の設立と認定を受けた宗教的マイノリティの組織化について、こうした団体が「自由、主権、および国家の統一」の原理に違反しないこと、またはイスラム共和国の基盤としてのイスラム教に疑義を唱えないことを条件に定めているが、政府は実際には結社の自由を制限している。

2001年に、政府は「イスラム体制の転覆を図った」という理由で50年の歴史をもつイラン自由運動党を暫定的に閉鎖し、2002年には恒久的に同党の活動を禁止した。運動の恒久的解散に対応して、ハタミ大統領は抑圧を行っても思想を廃絶できるわけではなく、地下

にもぐって成長することを強制するだけだと述べて、政治団体の活動禁止に対して警告を行った（セクション 1.d.および 1.e.を参照のこと）。

c. 信教の自由

憲法は、「イランの公式宗教はイスラム教であり、その従う教義は 12 シーア派信徒の教義である」ことを宣言している。憲法は、「他のイスラム教宗派にも全面的な敬意を払うものとする」とも述べて、ゾロアスター教徒、キリスト教徒、ユダヤ教徒、および国内のイスラム教以前の宗教をも「保護される」宗教的マイノリティとして認めているが、政府は実際には、信教の自由を制限している。憲法で特に保護されていない宗教は、信教の自由を享受していない。この状況は、政府にコミュニティとして認定されず、非合法の政治組織に属すると見なされている約 30 万人のバハーイ教徒に最も直接的な被害を及ぼしている。イランのイスラム共和国制度の中心的な特徴は、「宗教学者」による支配である。革命最高指導者、大統領、司法府の長、およびイスラム評議会（国会）議長を含む上級指導者層は、主にシーア派の聖職者によって構成されている。

情報保安省（MOIS）は、宗教活動を厳しく監視している。公認の宗教的マイノリティの信者は、政府への個別登録を要求されてはいないが、彼らのコミュニティ、宗教・文化組織、ならびに学校と公的な催しは綿密な監視を受ける。国民はほぼ 99 パーセントがイスラム教徒で、その 89 パーセントがシーア派、10 パーセントがスンニ派（その大部分がトルコマン人、アラブ人、バルーチ族、クルド人）である。バハーイ教徒、キリスト教徒、ゾロアスター教徒およびユダヤ教徒のコミュニティは、人口の 1 パーセントに満たない。

イランの宗教的マイノリティ、特にバハーイ教徒は、その宗教的信条に基づいて投獄、攻撃、威嚇が行われていることを報告している。宗教的少数派はいずれも、程度こそ異なれ、特に雇用、教育、住宅などの分野で、公式に認められる差別の被害を受けている。政府は一般的には、公認の宗教的少数派に対しては信者の宗教教育を行うことを認めているが、場合によってはこの権利を大幅に制限している。宗教的マイノリティは法的にも実際にも、マイノリティのために取りおかれている Majlis の 5 議席以外に代表機関に代表を選出すること、政府もしくは軍の上級職に就くことを禁止されている。宗教的マイノリティのメンバーは投票することは認められるが、大統領選に立候補することはできない。憲法は、軍

隊がイスラム教であることを命じているが、宗教的マイノリティのコミュニティに属するメンバーは、時として軍役に就いている。

政府は公認の宗教的マイノリティに対して、コミュニティ・センターや文化、社会、スポーツ、慈善に関する一定の私営の結社を設けることを認めているが、1983 年以来、バハイー教のコミュニティに対しては、公式集会の権利や行政機関を維持する権利を否定してきた。

法律制度は宗教的マイノリティを差別し、傷害や死亡に関する訴訟でも、非イスラム教徒に対してはイスラム教徒よりも低い補償額の裁定を出し、重い刑罰を課した。4月に護憲評議会は、2002 年後期に Majlis が可決し、バハイー教徒を除く男性の犯罪被害者の家族に支払われる「被害賠償金」を平準化する法案を却下した。非イスラム教徒がイスラム教徒を改宗させることは非合法であり、政府は特にバハイー教徒とキリスト教福音派によるこの行為に対しては特に厳しく臨んだ。政府は、市民が宗教を変える、または取り消す権利を保証しない。背教行為、特にイスラム教からの改宗は死刑の対象になり得る。

イスラム教スンニ派は憲法の条文のもとで十全な敬意を受けているが、スンニ派グループの中には、政府から差別されていると主張するものもある。

バハイー教徒は、預言者モハメッドの宗教的啓示以後に宗教的啓示を受けたと主張しているために、背教者と見なされる。政府はバハイー教の信仰をパーレビ王権と関連をもつ政治的「セクト」であり、従って反革命的であると定義した。歴史的に危うい立場に立ってきたバハイー教徒は、政治的動乱期には虐待の程度が高まることをしばしば経験してきた。彼らは信仰を説くことも実践することもできず、外国で信仰を同じくする者との関係を保つこともできない。政府は依然としてバハイー教徒に対して、宗教的信条を理由とする投獄と拘禁を続けている。2001 年の（合衆国）司法省の報告は、政府政策が最終的にはコミュニティとしてのバハイー教徒を撲滅することを目指していることを示していた。

2001 年に UNSR は、約 30 万人のキリスト教徒がいると推定した。その大多数はアルメニア人とアッシリア系カルデア人である。プロテスタントの宗派と福音派教会も活動してい

るが、活動に制限があることを報告している。当局は近年、福音派キリスト教徒による布教活動を特に警戒するようになった。

ユダヤ人コミュニティの規模は 25,000 人から 30,000 人と推定され、1979 年の革命前に同国で推定されていた 75,000 人から 80,000 人という人数からは大幅に減少している。ユダヤ教徒は公認の宗教的マイノリティであるが、公式な差別が行われているという申し立てが頻繁にある。政府による反イスラエルの姿勢や、ユダヤ人市民がシオニズムとイスラエル国家を支持しているという多くの市民の認識が、この小さなコミュニティに対する威嚇の雰囲気を生み出した。ユダヤ人は報復に対する恐怖から、イスラエルとの接触を制限し、イスラエル支持を公言しない。ユダヤ人の指導者は、政府による報復を恐れて、同胞に対する公式の虐待に注意を喚起したがらないと伝えられている。

政府は国内におけるイスラム教指導者の長老たちの発言と見解を注意深く監視しており、数名を長年にわたって自宅軟禁し、その移動を制限してきた。

詳論については、『2003 年度 国際的な信教の自由に関する報告書』を参照されたい。

d. 国内における移動、海外旅行、出国及び帰国の自由

政府は、こうした権利に若干の制限を課している。市民は役所の許可を得なくても国内を旅行し、住所を変えることができる。政府は徴兵年齢の男性と、政治的に疑わしい市民に対しては、外国旅行に出国許可（旅券の確認スタンプ）を要求する。一部の市民、特に不足している技能の保持者や、公費で教育を受けた者は、出国許可を得るために証拠金を置かなければならない。政府は、一部の宗教的マイノリティと宗教指導者数名の移動を制限した（セクション 1.d.および 2.c.を参照のこと）。

海外から帰国する市民は時として、海外での反政府活動の証拠を見つけようとする政府当局の検査や、詳しい尋問の対象にされた。録音や録画、印刷物、私信、写真が没収の対象となった。

政府はユダヤ人が海外に旅行することは許可したが、彼らに対してはしばしば、他の市民

には発行される数次の出国許可証の発行を拒否した。バハーイ教徒は旅券を取得しにくいことが度々である。

女性が旅券を取得するためには、夫、父親、もしくは他の男性親族の許可を得なければならない。既婚女性は、夫から書面で許可を得てからでなければ出国を認められない。

法律は、国連の難民の地位に関する 1951 年条約およびその 1967 年議定書の定義に合致する人に対する難民資格の付与について定めている。迫害の恐れがある国に強制的に人を送還したという報告はないが、政府が同国への「不法」入国者と見なした難民を国外退去させたという報告はある。経済が不安定な時期には、政府は難民を本国に帰すための圧力を強めた。政府は概して、国連難民高等弁務官（UNHCR）およびその他の人道組織に協力して難民を支援した。

イランは主にアフガン人と、かなりの数のイラク人を主体とする多数の難民を受け入れた。年末において、UNHCR はアフガニスタンからの難民約 100 万人がイラン国内にとどまっていると推定した。2002 年初頭以来、同年上半期における 10 万人を含めて、最大で 50 万人のアフガン人難民がアフガニスタンに帰国したというのが UNHCR の話である。政府が難民に帰国を強く求めたのではないかと、という UNHCR の懸念を政府は否定している。難民の大部分は、移動労働者として生活の糧を得た。政府は、麻薬の密売に関与した多くのアフガン人を告発した。2001 年 9 月の同時多発テロ以来、政府はアフガニスタンで戦争が起きてその結果難民が押し寄せることを予期して、国境を封鎖した。政府は危機に対処するため、アフガニスタン側に難民キャンプをいくつか設けた。

UNHCR は、大多数がイラク系クルド人だが、シーア派アラブ人をも含めて、約 20 万人のイラク人難民がイラン国内にいるものと推定している。イラクはイラン＝イラク戦争が始まった時に、イラン系の出自が疑われるとして、多くのイラク人難民を追放した。イラク政府もイラン政府も難民の市民権に疑いをはさんだため、その多くが無国籍化した例がいくつとなくあった。イラクが 1990 年にクウェートに侵攻した後でやってきたイラク人難民もいる。年度中、イラン政府は新たなイラク人難民の出る可能性に備えるために実質的な措置をとったが、大規模な難民の波は発生しなかった。11 月、UNHCR はイランからの難

民をテスト的に送還することを開始し、12月初旬までに数百名をイラクに送還した。新聞報道によれば難民担当官は、イラン国内にいた20万人の難民の最大4分の3が、4月以降正式な援助を受けずに国境を越えてイラクに戻ったと推測している。

政府は、タジク人、ボスニア人、アゼリー人、エリトリア人、ソマリア人、バングラデシュ人、およびパキスタン人を含めて、3万人を超えるその他の国籍の難民を受け入れていると主張したが、彼らについての情報は提示せず、UNHCR やその他の組織が彼らと接触することを認めていない。

セクション 3 政治的権利の尊重： 市民が政府を変える権利

政府を変える市民の権利は大幅に制限されている。国家元首と認められている最高指導者は、専門家会議によって選ばれ、この会議の投票によってしか解任できない。この会議そのものが聖職者に限定され、メンバーの任期は8年で、政府の認可したリストから、普通選挙で選ばれる。国家と宗教の分離はなく、聖職者の影響力が政府、特に公選職ではなく任命職に染み渡っている。政府が実質上、選挙候補者の選定を掌握している。すべての法律がイスラム法と憲法に一致しているかを検証する護憲評議会が、選挙候補者の思想的、政治的、宗教的適性をも審査する。同評議会が受け入れるのは、神政国家を支持する候補者だけで、政府政策やイスラム国家の保守的見解と意見を異にする聖職者も資格なしとされてきた。Majlis が2002年後半に承認した2件の法案は、大統領権限を拡大し、護憲評議会が選挙候補者を不適格とする力を制限するものであったが、当年度の中ごろに護憲評議会によって拒否された。

大統領、Majlis、専門家評議会について、定期的に選挙が行われる。1992年にMajalisによって「自由主義」と「怠慢」のかどで弾劾を受けたモハンマド・ハタミ前イスラム文化指導相が1997年に大統領に選ばれ、2001年には得票率77パーセントで再選された。UNSRは、護憲評議会が選挙への出馬を許可される候補者数を大幅に制限したと報告し、内務相が候補者の「無原則な失格」を非難したと述べた。

定員86名の専門家会議の選挙が、1998年の秋に行われた。護憲評議会が数多くの候補者を失格としたため、政府が選挙結果を予め決めていることは不適切だと多くの観察者が非

難するに至った。

290 議席の Majlis を選ぶ前回の選挙は 2000 年に行われ、2004 年 2 月に再び行われる予定である。2000 年の選挙の際には、6,000 名を上回る候補者の内、護憲評議会が事前に 576 名を失格としたが、これはその前の 1996 年の選挙で候補者の 44 パーセントが失格とされたことを考えると大幅な減少である。失格者のほとんどは、最も著名なハタミ大統領の支持者数名を含めて、政治改革を声高に主張する者たちであった。2001 年には、Majlis の補欠選挙が行われた。護憲評議会は、出馬希望者の 4 分の 1 を上回る 100 名の立候補者を失格としたと伝えられる。さらに、最高指導者および政府内の保守派は憲法の規定を利用して、Majlis が先に可決した改革法案の多くを阻止した。

1999 年には、1979 年の革命以来初めての地方議会選挙が全国的に実施された。政府の出した数字は、全国の 13 万の議席を約 28 万人の候補者が争ったことを示している。多くの地方で女性議員が誕生したが、護憲評議会は、地方議会にそれほどの自治権や権限を与えてはいないようである。第二弾の地方選挙が 2 月に行われた。投票率の低さ（50 パーセント未満）と、議会の業績と改革派の実績の双方の貧弱さに対する国民の不満があいまって、多くの改革派が議席を失った。

Majlis の 290 議席の内、女性が 9 議席を占めた。女性閣僚はいないが、数名が副大統領などの高位に就き、女性が女性問題大統領顧問と環境保護庁長官になった。

Majlis には、選挙で選ばれたキリスト教徒（3 議席）、ユダヤ教徒（1 議席）、ゾロアスター教徒（1 議席）のための議席の枠がある。宗教的マイノリティがこれ以外の議席に就くこと、また、政府もしくは軍の上級職に就くことは禁止されている。

セクション 4 人権侵害の申し立てに関する国際的調査および政府以外の調査に対する政府の態度

政府は、国内の人権団体の業務を制限し続けた。政府は人権の普遍性を否定しており、人権問題は、国の「文化と信仰」という文脈において考えるべきだと述べてきた。

作家、ジャーナリスト、写真家その他を代表する様々な専門団体が、それぞれの分野における政府の制限、ならびにそれぞれの専門に属する個人メンバーに対する嫌がらせや脅しなどに対する監視を試みた。だが、彼らが会合を行い、組織をつくり、変化を実現する力は、政府によって厳しく抑えられた。保健と人口、女性と開発、青少年、環境保護、人権、持続可能な開発などの分野で仕事をしている国内 NGO があり、一部の報告は、国内で数千の NGO が運営されていると推定している。

HRW や AI などの国際的な人権 NGO は、国内に事務所を開設すること、または同国に定期的な調査訪問を行うことを許可されなかった。当局は、2002 年後期に欧州連合（EU）がテヘランで開いた人権協議に HRW と AI の代表が参加することを、EU の招待があったにもかかわらず禁止した。10 月には、NGO の代表が参加しやすいよう、ブリュッセルで EU とイランの人権対話が行われた。政府は 2002 年にはオーストラリアと、また 10 月にはスイスとの人権対話も開催した。

ICRC も UNHCR も、イラン国内で運営されている。ただし政府は、UNSR が 1997 年から、イラン国内での人権監視権をもつ任務の最終有効年度である 2001 年まで、イランを訪問することを認めなかった。政府は、国連の人権担当代表者が年度中に行った 2 度の訪問は許可した。その一つは意見と表現の権利の促進と保護に関する国連特別報告者による訪問であり、もう一つは、国連の恣意的拘禁に関する作業部会によるものであった。12 月、第 58 回国連総会本会議は、公開処刑、肢体切断、拷問、言論の自由に対する抑圧、女性とマイノリティに対する差別などを含めた人権侵害により、イランに対する非難決議を採択した。

1995 年に、司法府の長の権限のもとで、この長がオブザーバーとして理事を務めるイスラム人権委員会（IHRC）が設けられた。1996 年に政府は Majlis において、憲法上の諸権利の侵害に関する苦情を受けて検討を行う人権委員会、憲法第 90 条委員会を設けた。ただし多くの観察者は、こうした委員会には独立性が欠けていると考えている。

第 90 条委員会は 10 月に、イラン系カナダ人の写真家、ザーラ・カゼミが拘留中に死亡し

た件についての報告書を出した。報告書は、テヘランの主任検察官と司法府のその他のメンバーが、エヴィン刑務所でカゼミを暴力的な尋問にかけた上、その死因を隠蔽しようとしたことに直接に関与したことを明らかにした。報告書によれば、カゼミは同国内でジャーナリスト兼写真家として行動する公式の許可を政府に申請し、許可を受けていた。第 90 条委員会の調査結果は、情報保安省の官吏がカゼミの殺人について告発されていたが、同省がカゼミの死亡に関与していたという申し立ては当たらないとしたと伝えられている。

10 月、法律家で人権活動家のシリル・エバディが、イランの内外での人権促進活動に対してノーベル平和賞を受賞した。同国で最初の女性判事の一人となったエバディ女史は革命後に辞職に追い込まれたが、女性、児童、政府による抑圧の犠牲者のための運動を行ってきた。彼女は 1998 年に殺害されたダリウス・フォロウハルとパルヴァネー・フォロウハルの家族や 1999 年の学生の抗議行動中に殺害された学生の家族の代理人を務めたが、自警団と政府職員との関係を暴露したために、2000 年に逮捕されるに至っていた。エバディ女史は、政治的事件の被告を代表する人権擁護センター (Center for the Defense of Human Rights) の創設者である。女史は、カゼミ女史の家族の代理人を務めることにも合意した。

セクション 5 人種、性別、障害、言語、もしくは社会的地位に基づく差別

政府は一般的には人種、障害、言語もしくは社会的地位に基づく差別はしていないが、宗教、性別、民族による差別は行った。クルド人、アゼリー人、アフワーズ系アラブ人は、彼らの言語を学ぶことを認められていない。

女性

配偶者から女性への虐待や暴力は発生したが、その統計は得られない。家庭内の虐待は内輪のことと見なされ、公に論じられることはめったにない。強姦は非合法であり厳罰の対象となるが、相変わらず広く行われている問題である。UNSR は IHRC の提供した統計を公表したが、それには、2001 年の末において、作業対象となっている約 3,000 件の事件の内、推定で 1,000 件が女性の問題に関する事件であることが示されている。

売春は法律で禁じられている。この問題がどの程度のものかについての正確な情報は、広

い範囲については得られないが、国民が社会問題に対する関心を強めた結果、売春の問題は以前より大きな注目を集めるようになった。新聞報道は、売春が蔓延する問題であると述べている。

イスラムの民法および刑法、ことに家庭・財産法に関する条項は、女性を差別している。1979年の革命のすぐ後に、政府は1967年に採択され、家庭と職場における女性の権利を高めた画期的な法案であった家族保護法を廃止し、それに代えて、概ねシャリア（イスラムの法典）の習慣に基づく法律制度を敷いた。1998年にMajlisは、医療の提供における両性の分離を義務付ける法律を可決した。護憲評議会は8月、拷問を廃止し、女性差別を撤廃する国連条約を採択することを国に要求する法案を却下した。

法律では認められているものの、結婚最低年齢の9歳での結婚は稀であった。2002年中ごろ、当局は13歳未満の女子と15歳未満の男子の結婚については裁判所の承認を必要とする法律を承認した。女性はすべて、結婚するためには父親もしくは男性親族の許可を得なければならない。法律は、シーア派の習慣に基づく仮結婚の習慣を認めている。この習慣では、女性もしくは女子は、簡素な宗教的儀式を経れば既婚もしくは独身のイスラム教徒男性の妻になることができる。この仮結婚は、どれだけの期間続いてもよい。シーア派のイスラム法によれば、男性は望むだけの人数の仮の妻をもつことができる。この種の妻は、伝統的な結婚に伴う権利を与えられない。

刑法には、姦通で有罪とされた女性と男性に対する石打ちについての規定が含まれているが、裁判官は2002年の末に、こうした判決を出すのを停止するようという指示を受けた（セクション1.c.を参照のこと）。女性は、夫が離婚の権利を付与する契約に署名した場合、または夫が家族を養えない場合、薬物中毒である場合、精神異常である場合、または性的に不能である場合には、離婚する権利をもつ。ただし、夫が妻を離婚するために理由を挙げる必要はない。2002年12月には新法により、女性が離婚を要求する事件の判決がこれまでより恣意性を低め、費用も安くなった。

広く用いられている婚姻契約のモデルは、慣習上男性に与えられる特権を限定し、イスラム法の伝統的な解釈は、離婚した女性が婚姻中に二人で取得した財産の分配に与り、別居

手当の増額を得る権利を認めている。再婚する女性は、先の結婚から得た子供の養育権をその子供の父親に与えることを強いられる。ただし法律では、父親が子供の養育に適さないことが証明される一定の離婚例においては、未成年の子供の養育権を母親に与えている。11月、男児・女児共に7歳までの子供の養育権が女性に与えられた。これまでは、離婚した女性は、2歳までしか男児の養育権を維持することを認められていなかった。

法廷における女性の証言は、男性の証言の半分の価値しかない。女性の犯罪被害者の家族に支払われる「被害賠償金」は、男性の場合の半額である。既婚女性は、夫の同意書を取ってからでなければ国外に旅行することができない（セクション 2.d.を参照のこと）。

女性は初等教育とそれ以上の教育を受けることができるが、社会的・法的な制約があるために、職業的な機会は限定されている。女性は労働力の多くの分野に進出し、政府はこれまで男性が支配的であった分野の多くに女性が進出することを阻止してはこなかったが、女性は大統領への立候補、ならびに裁判官への任官を禁じられている。法律は、出産手当、養育手当、年金手当について定めている。

政府は公のほとんどの場所で男女の分離を実行し、女性が未婚の男性、または親族以外の男性と公然と交際することを禁じている。女性は乗り合いバスでは女性専用席に座り、一般の建物、大学、空港へは男性と別の入り口から入らなければならない。女性は、男性のスポーツ競技に参加することを禁じられているが、この制限が一律に執行されているわけではないようである。保守的なイスラム教の服装規定の施行状況は様々であるが、女性は、人に会う時に着るものを全面的に個人の好みによって選べるわけではない。当局は、衣服や行動が不適切と見なされる女性を攻撃したことがあり、こうした違反に対して女性が鞭打ちもしくは禁固刑を言い渡される場合がある（セクション 1.c.を参照のこと）。法律は、外人女性を含めて、印刷メディアで衣服の覆いのない女性の写真を出版することを禁止している。職場でイスラム教の服装規定を守らないことに対する罰則がある。

児童

児童福祉の確保に向けての政府努力を評価するために利用できる最新の情報は、ほとんどない。国内の僻地を除いて、児童は12学年までの無料の教育（義務教育は11歳まで）と、

何らかの形で医療を受けることができる。

政府が児童虐待にどのように対処したかを示す情報は、十分には入手できなかった（セクション 6.c.および 6.d.を参照のこと）。

障害者

政府が障害者のための補助を立法化した、または義務化したかどうかについて、あるいは障害者に対する差別が禁止されているかどうかについての最新の情報は、全く入手できない。

国籍 / 人種 / 民族的なマイノリティ

クルド人は、中央政府に対して自治権の拡大を求め、相変わらず政府の差別を受けている。スンニ派クルド人と、シーア派が支配的な政府との緊張関係は、1979年の革命以前にまでさかのぼる。クルド人は、分離主義者、または外国人のシンパをかくまっていると疑われることがしばしばであった。こうした疑いから、散発的に政府軍とクルド人グループとの間の戦闘が起きるといった結果が生じた。近年では、クルド文化の表現の拡大が認められ、クルド語の出版物や放送が拡大されてきた。ただしいまなお、公立学校では、クルド語での教育は行われていない。

KDPIは、政府が年度中に少なくとも4名のクルド人党員と活動家を処刑したと主張している。KDPIによれば、私服の自警団が年度中に5回の攻撃でさらに7名のクルド人を殺害したという（セクション 1.a.を参照のこと）。その他にも、活動家が投獄されたと報告されている。

アゼリー人はイランの人口の約4分の1を占め、政府や社会にうまく融合している。最高指導者はアゼリー系であるが、学校におけるアゼリー語を禁止したりアゼリー人の活動家やオルガナイザーを攻撃したり、アゼリーの地名を変更するなど、民族や言語による差別を行っているという不満を受けている。政府は従来からアゼリーの民族主義を脅威と見なしていたが、ソ連が崩壊し独立国としてのアゼルバイジャンが建国されてからは、それがことに著しい。アゼリー人のグループは、イランに住むアゼルバイジャン人の文化上の権

利と言語上の権利を主張したかどで多くのアゼリー人が政治犯として投獄されたとも主張している。政府は、その一部を「イスラム国家に対する反逆」のかどで起訴した。

400 万人以上もいる可能性があるフージスタンのアフワーズ系アラブ人を代表する外国人は、イランの南西部にある彼らのコミュニティが、アラビア語を学び、話す権利を含めて差別を受けていると主張している。当局は 7 月に、アラビア語とペルシャ語の二カ国語で書かれている新聞 2 紙を発行停止にし、数十名の政治活動家を投獄したと伝えられている。彼らは、イラン＝イラク戦争中に地雷の埋められたフージスタンの広い地域の地雷を除去してくれるようにという訴えを政府が無視したと主張した。さらに、シーア派とスンニ派共に多くのアラブ人が、政府の政策を批判したために投獄されて拷問されてきたとも述べた。アフワーズ筋によれば、イスラム調和党の政治活動家、カゼム・モジャダム (Kazem Mojaddam) は、分離主義を奉じ、国内安全保障を脅かしたかどで 6 月に最初に逮捕されてから、11 月に 2 年間の実刑判決を言い渡されたという。

セクション 6 労働者の権利

a. 結社の権利

労働法は、労働者に組合を作る権利を与えているが、政府は独立の労働組合の存在を許可していない。労働者の家 (Workers' House) と呼ばれる全国的組織が、唯一公認の全国的な労働団体である。この組織は、主に政府が労働者に対する管理権を行使するチャンネルとしての役割を果たしている。労働者の家の指導者層は、労働者の代表と、従業員が 35 名を上回る工業、農業、サービス組織の経営陣の代表者 1 名によって構成される複数のイスラム労働評議会と、活動の調整を行う。これらの評議会は、政府の管理手段としても機能しているが、これらのおかげでレイオフや解雇を防止できたことはしばしばあった。

国際自由労働組合連合 (ICFTU) によれば、労働者の家の役割は近年変化して、労働者組織に対する許容度が高まり、労働者組織には 4 つの看護師組織、医療労働者の組合が 1 つ、織物工の労働組合が 1 つ含まれるようになった。同報告は 2000 年に制定された法律で、従業員が 5 名までの企業は労働法を遵守する必要を 6 年間にわたって免除されることも述べ

ている。この法律は約 300 万人の労働者に影響を及ぼし、労働者の雇用や解雇を容易にする。労働法は、雇用者と被雇用者がギルドを設立することを認めている。ギルドは、職業的な免許を発行し、加入者が職を見つけるのを助ける。公務員に対する給与の遅配もしくは一部支払いは一般的だと報じられている。

国際的な労働団体との関係は判明していない。

b. 団結権と団体交渉権

労働者には、独立して団結し、団体協約についての交渉を行う権利がない。ICFTU は、職場での治安 / 情報部隊の存在、ならびに暫定契約の利用が増えていることが、団結化への障害として作用していると述べている。

法律は、公的部門のストライキを禁止しており、政府は、その経済政策および労働政策と対立すると見なされるストライキはいっさい大目には見ないが、それでもストライキは発生した。ストライキに加えて、石油、織物、電器製造、金属産業の労働者による作業停止や、失業者による抗議行動も行われた。こうした抗議行動の多くは、給与の遅配分が支払われないことによるものであると ICFTU は述べている。5 月には、ベシャルの織物労働者が支払期限の到来している賃金の不払いに抗議して、ハンガーストライキを計画、実行した。教師は年度中に、労働条件の改善と賃金手当での引き上げを求めて、数力所の市でデモと坐り込みを実行した。

輸出加工地区 (EPZ) における労働法とその実施が国内のその他の地域における法律やその実施と異なっているか否かは判明していない。ICFTU によれば、労働法は、EPZ においては適用されないということである。

c. 強制労働もしくは奴隷的労働の禁止

刑法は、政府が仕事をしていない人に対して、適切な雇用を得るよう要求することができるかと定めているが、これは一律には実施されてはいないようである。国際労働機関 (ILO) は強制労働に関する ILO の条約第 29 号に違反しているとして、度々この規定を批判してきた。法律は、児童による強制労働と奴隷的労働を禁止しているが、この禁止は十分実行さ

れておらず、児童によるこうした労働が深刻な問題となっている。

d. 児童労働の実施の現状と最低雇用年齢

法律は、児童による強制労働と奴隷的労働を禁止しているが、児童労働については深刻な問題があるように思われる。労働法は、15歳未満の未成年者の雇用を禁止しており、18歳未満の未成年者の雇用を制限しているが、児童労働に関する諸法は、十分に執行されていない。法律は、児童が農業、家内労働、一部の零細企業で働くことを許可している。また、女性および未成年者が重労働もしくは夜業に就くことを禁止している。こうした法規がどの程度執行されているかに関する情報は得られなかった。

e. 容認可能な労働条件

労働法は、産業部門と地域のそれぞれについて、年間の最低賃金水準を定める権限を最高労働評議会 (Supreme Labor Council) に与えているが、賃金設定のメカニズムに関する情報はいっさい得られなかった。最低賃金が毎年調整されるのか、または執行されるのかは判明しなかった。労働法は、最低賃金が家族の生活費を賄うに足るものであること、また、インフレを勘案すべきことを定めているが、不景気のもとで、中流市民の多くは家族を養うのに2つもしくは3つの仕事をしなければならない状況である。

労働法は、1週間の労働日を最高で6日間、労働時間を1週48時間、毎週1日、通常は金曜日を休みとし、年に少なくとも有給休暇を12日間与え、有給の国民の休日を数日とすることを定めている。

労働法によれば、労働相もしくはその代表が議長を務める最高安全評議会 (Supreme Safety Council) が、職場での安全と健康を促進する責任を負っている。国外の労働団体は、イランでは危険な労働環境が珍しくないために、毎年数千人の労働者が命を失う結果となっていると申し立てている。労働省の検査官が法規をどの程度正しく執行しているかは判明しなかった。労働者が雇用を失う恐れなしに、危険な状況から離れることが可能であるかどうかは判明していない。

f. 人身売買

法律では、ことさらには人身売買を禁止してはならず、年度中にイランに向けて、イランを通過して、また、イランから、不法な人身売買が行われたと言われている。人身売買を抑制しようとする政府の努力がどの程度のものであるかを測ることは困難であるが、国の内外での新聞報道は、中央政府が女性や児童の拉致に関与している無法者に対して措置を取り、人身売買に歯止めをかけるための近隣諸国との協定を実施したことを示している。政府は、多数の人身売買犯を逮捕し、有罪とし、処刑したとも言われている。年度中、警察は売春団のメンバーを多数逮捕し、娼家を閉鎖したと報じられている。

4月にはマシュハドの裁判所が、数十名の若い女性をパキスタンに不法売買するために拉致し、隷属状態に置いたかどで、53名に281年間の禁固刑と222回の鞭打ちを宣告したということである。

注 1. 合衆国は、イランに大使館を置いていない。本報告は、合衆国政府以外の筋からの情報を大いに利用している。

このサイトは、合衆国国務省の公報業務局 (Bureau of Public Affairs) によって管理されています。

インターネットの他のサイトへの対外的リンクがあっても、そのサイトに掲載されている見解を支持するものと解釈してはなりません。